

松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部改正（案）の概要

I. 改正の経緯

特定児童福祉施設等の基準は、児童福祉法等の規定により、各自治体が関係府省令の基準を参考にして条例で定めることとされています。

この度、関係府省令が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）等の5条例を改正するものです。

※今回のパブリックコメントで意見を募集するのは、関係府省令で示された基準を参考に市が基準を定めるときに、市に裁量がある「参酌すべき基準」に関するものです。

II. 条例の改正内容

【保育・幼稚園課分】

1. 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第69号）【事案番号12210】

<改正内容>

●以下の2点を特定児童福祉施設の努力義務として規定します。

- ①業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的を実施すること。
- ②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

2. 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第52号）【事案番号12211】

<改正内容>

●以下の1点を家庭的保育事業者等の努力義務とします。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

3. 松山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第28号）【事案番号12212】

<改正内容>

●以下の2点を幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に義務付けます。

- ①園児の通園や園外活動等のために自動車を運行するときは、園児の乗降車の際に点呼をとるなどの方法により園児の所在を確認すること。
- ②通園用の自動車を運行するときは、当該自動車のブザーなどの車内の園児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて、降車時の所在確認をすること。

4. 松山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第51号）【事案番号12213】

<改正内容>

●以下の1点を幼保連携型認定こども園の努力義務とします。

①業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

【子育て支援課分】

5. 松山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49条）【事案番号12214】

<改正内容>

●以下の2点を放課後児童健全育成事業所に義務付けます。

①利用者の事業所外での活動等、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗降車の際に点呼をとるなどの方法により利用者の所在を確認すること。

②設備の安全点検などの安全に関する事項についての計画（安全計画）を策定すること。

※既に保育所保育指針などにより一定の安全に関する取組が義務付けられている保育所や家庭的保育事業所等とは異なることに配慮し、一定期間は安全計画の策定等を努力義務とする経過措置を付則で定めます。

●以下の2点を放課後児童健全育成事業所の努力義務とします。

①業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施すること。

②感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施すること。

Ⅲ. 根拠法令

- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）
- ・ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）
- ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

Ⅳ. 施行日

令和5年4月1日（予定）